

1 指定管理者選定へ向けた取り組み及び将来展望

本会が指定管理者として仙台市から指定を受けている台原、高砂、郡山老人福祉センター、併設のデイサービスセンター、宮城、泉社会福祉センター、障害者施設である泉ひまわりの家、泉ふれあいの家及び泉障害者福祉センター（以下「各施設」）の指定管理期間が平成23年度をもって終了し、新たに平成24年度から平成28年度の期間について、平成23年10月に各施設の指定管理者に係る申請を行い、書類及び面接審査を経て、平成24年3月に各施設の指定管理者として選定された。

今回の選定は非公募とされたが、指定管理者として選定される要件として、他の民間団体等による施設サービスとは異なる社協ならではの特色を明確に打ち出すこととし、地域における関係機関・団体との連携や施設利用者の社会貢献活動の支援等、社協のネットワークを活かした事業を計画した。

現在、仙台市では指定管理者選定の公募化が進められており、今回、本会が指定管理者として選定された施設についても、次期の指定管理は公募となることが想定される。今後とも施設サービスの質を一層高めていくとともに、地域に根ざした社協らしい事業展開を図ることで、他の民間団体等の先導的役割を自ら担い、地域全体の福祉の向上を目指す。

2 介護保険事業の安定運営へ向けた取り組みと地域福祉推進

東日本大震災による福祉避難所の運営により、各デイサービスセンターの再開は台原、郡山が5月上旬、高砂は7月となった。休止期間が長期化する中、多数の利用者が他事業所へ移ったことなどにより、各センター利用者数の減少がみられたが、再開後は、積極的にPR活動を行い、利用者の獲得に努めた。

また、平成23年度は、アクティビティ活動の新たなメニューの検討や複数メニューの選択制の導入、視覚化による個別機能訓練等を考案した。これらの取り組みについては、上述の指定管理者選定に係る審査においても仙台市から評価をいただいた。

なお、平成23年度は休止期間の長期化に伴う介護報酬の大幅な減収により適正な収益を生み出すことができず、地域福祉を推進する財源の確保にまで至らなかった。

3 地域包括支援センターの機能強化へ向けた取り組み

本会では、4ヶ所の地域包括支援センターを受託し、地域の関係機関と連携を図りながら事業を実施してきた。

平成22年度から実施している「社協包括と地区社協等との連携促進事業」では、地域の関係者ととともに作成した「地域資源マップ」や「小学校での認知症サポーター養成講座」の開催を通して、地域の様々な関係機関とのネットワークを構築することができた。

また、平成23年度は地域包括支援センター職員による業務検討委員会を設置し、ファイルの管理方法や災害時の対応マニュアルについて議論を重ね、業務の改善や職員の資質向上を図るなど、地域包括支援センターの機能強化に努めた。

今後も地域包括支援センターにおいては、区社協や地区社協と連携し、社協の特色を活かした取り組みを行っていく。

4 地域福祉活動推進のための活動拠点モデル事業

地域福祉推進のためには、地区社会福祉協議会や町内会、地区民生委員児童委員協議会など地域団体の連携が非常に大切なことから、これらの関係者が日常的に話し合い、事務などを行うことができる場（活動拠点）づくりをすすめ、その成果や課題を検証する3ヶ年間のモデル事業を平成22年度から開始した。

2年目にあたる平成23年度は、新たに3地区（山の寺地区、桂地区、大沢地区）をモデル地区に指定し活動費を助成した。平成22年度に指定した7地区（通町地区、国見地区、安養寺地区、鶴ヶ谷地区、南小泉南地区、泉中央地区、松陵地区）と合わせると計10地区となった。モデル地区では、コミュニティセンターや町内の集会所、民間賃貸事務所、学校の地域交流室など関係者が集まりやすく、地域住民からも見えやすい場所に拠点を置き、地域の実状に応じた柔軟な運営が行われている。また、震災時においては、地域の被災状況を集約し役員が対応を協議したり、物資保管場所として活用した例が見られた。

本会では、最終年にあたる平成24年度に当該モデル事業の成果等を取りまとめ、今後の全市的な展開に向けて検討していく。

5 災害ボランティアセンターの充実・強化

東日本大震災発災後、平成 23 年 3 月 15 日に仙台市福祉プラザ 4 階に市災害ボランティアセンターを設置したことを皮切りに、宮城野体育館、若林区中央市民センター別棟、仙台市体育館、青葉体育館、七北田公園体育館に区災害ボランティアセンターを設置し被災者支援に取り組んだ。その後、被災者ニーズの変化等に対応するため、4 月 27 日からは南部・北部津波災害ボランティアセンター、6 月 1 日からは南部と北部を統合した仙台市津波災害ボランティアセンターへ集約化を図りながら、8 月 10 日の閉所まで継続した支援に取り組んだ。

ボランティア活動について、当初は被害情報や支援ニーズが集まらない状況でスタートしたが、これまで行ってきた設置運営訓練をベースに、現場の状況に合わせた態勢を作りあげ、延べ 5 万 6 千人超のボランティアを受入れ、家の片づけや避難所支援、物資の仕分け、家具の運び出し、泥出しなどの支援に取り組み、約 7 千件の依頼に対し、9 千 5 百回以上のボランティア派遣活動を行った。

災害ボランティアセンター休止後の 8 月 10 日以降も“必要な時に、必要なボランティア”支援を継続して行うため、仙台市ボランティアセンター内に震災復興支援に関するボランティアの専用総合窓口として「復興支援“EGAO（笑顔）せんだい”サポートステーション」を開設し、ボランティア派遣や各種相談、被災者向けの E メールによる物資・支援情報の提供事業などの支援に取り組んできた。

このような状況の中でも、今まで培ってきた地域と連携した設置運営訓練のつながりをベースに、各区災害ボランティアセンター運営時には地域の被災者ニーズの把握や沿岸部被災世帯約 1,800 世帯の全数調査、ボランティア活動の周知広報に地域関係者と連携・協力して取り組んだ。また、泉区災害ボランティアセンターにおいては運営スタッフとして、民生委員をはじめ地区社協や町内会などの地域関係者の連携・協力が大きな力となった。平成 24 年度においては、これらの実践経験を踏まえ、災害時の被災者支援のための“新たな備え”を構築していくこととする。

6 市民後見人養成・支援事業

本会では、これまで専門職以外の新たな第三者後見人の担い手である市民後見人の実現を目指し、候補者の養成及び家庭裁判所との受任調整等の手続きを進めるとともに、法人として後見監督人に就任するための準備を行ってきた。その結果、仙台市長による申立案件において、平成 23 年 4 月 27 日に本会が養成した候

補者が後見人に選任され、県内初の市民後見人が誕生し、本会も初めて成年後見監督人に選任された。この第一号案件は、被後見人が数ヶ月で死亡となったことから後見活動の範囲は限られていたが、死後の事務取り扱いについて市民後見人らしい、きめ細やかな活動を行うことができた。また、本会も後見監督人として、家庭裁判所への終了報告まで後見人を支える後見監督を随時実施したことから、家庭裁判所より一定の評価を得ることができた。

今後も、第二号、第三号案件と市民後見人の受任を進めるとともに、後見監督体制の充実に努めていく。

7 地域支えあいセンター事業

本会は、平成 23 年 12 月に福祉プラザに中核支えあいセンターを設置した。このセンターでは、仙台市との連携を図りながら、市内の応急仮設住宅約 10,000 世帯のうち、8 割を占める借り上げ民間賃貸住宅（以下「民賃」という。）の居住者を対象に被災者の生活支援を中心とした「地域支えあいセンター事業」を行ってきた。民賃の居住者は、市外や県外からの避難者も多く、生活実態の把握は困難を要し、抱えている課題も被災状況により様々である。各区役所では、主として健康問題を抱える被災者支援を目的として保健師が訪問・調査を行っているが、多くの被災者は情報や支援物資の提供等について、仮設住宅居住者との格差を感じている実態がある。

地域支えあいセンター事業では、民賃居住被災者の生活支援を行うため、市内 21ヶ所の市民センターで巡回相談を延べ 200 回開催すると共に、市民センター等 58ヶ所に「情報コーナー」を設置し、被災者の相談対応や情報提供が可能となる体制づくりに努めた。更に、被災者の孤立感解消や地域との連携づくりを進めることを目的とした交流イベント・サロン活動を 37 回開催し、延べ 400 名の参加をいただいた。

また、仙台市震災復興室との連携により、民賃居住者 6,022 世帯についての世帯情報・個別ニーズ等のデータベースを構築することで、ニーズに対応した支援対象者を絞り込む等、個別的な支援に活用することができた。